

## ○浅麓環境施設組合監査委員処務規程

令和3年2月10日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、浅麓環境施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の協議)

第2条 監査委員は、職務の円滑な遂行及び相互の連絡を図るため、適宜協議を行うものとする。

2 監査委員の協議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員処務規程に関すること。
- (2) 監査の計画に関すること。
- (3) 監査結果の判定、報告、通知及び公表並びに審査の意見等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認めること。

(監査結果の公表)

第3条 監査の結果は、監査委員の協議を経た後でなければこれを公表することができない。ただし、軽易な事項で単に注意を与え、又は監査委員のうち1人に事故があつて他の1人が単独でその職務を執行する場合は、この限りでない。

(監査結果の閲覧)

第4条 監査に対する一般の公表の要旨の閲覧は、浅麓環境施設組合事務所において請求することができる。

(職の設置)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第200条第4項の規定により、監査委員に書記を置く。

(書記の職務)

第6条 書記は、監査委員の命を受け、所掌事務を処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年2月10日訓令第2号）

この規程は、令和3年2月10日から施行する。